

平成 28 年 10 月

JASMINE INTL-FRN 【M1925】
(Jasmine International Public Company Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
ー公開買付開始のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、JASMINE INTL-FRN に対する公開買付けにつきまして、現地保管機関より通知がございましたのでご案内申し上げます。

本公開買付けへのお申込を希望される場合は、2016 年 10 月 27 日(木)午後 1 時までにお取引いただいております弊社窓口まで売付約諾書をご提出下さい。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 公開買付人 : Mr. Pete Bodharamik
2. 公開買付対象株式 : JASMINE INTL-FRN 発行済株式総数
(公開買付人がすでに保有している株式を除く。
2016 年 9 月 19 日時点で、公開買付人は、JASMINE INTL-FRN 全発行済株式の
約 60.49% (3,590,346,270 株) を保有。)
3. 公開買付条件 : 1 株につき 7.25 タイバーツ
※売却代金から現地ブローカー手数料 (買付代金の 0.25%) および付加価値税 (現地ブローカー手数料の 7%) が控除される。
※控除後の買付単価 : 7.230606 タイバーツ
4. 公開買付締切日時 : 2016 年 11 月 3 日午後 12 時 00 分 (現地時間)
5. 公開買付成立条件 : なし(但し、公開買付期間中に、当該会社の資産において深刻な事態が発生した場合、買付単価の引下げまたは公開買付けの撤回がなされる可能性があります。)
6. 現地源泉税 : 公開買付けに申込み場合、譲渡益に対して 15%の現地源泉税が売却代金から徴収されます。譲渡損益を確定する為に申込株式の取得日・取得価額 (タイバーツ) を確認できる書類等のコピーが必要となります。
なお、取得価額等が確定できない場合は、売却代金に対して 15%の現地源泉徴収課税となります。

7. 強制買取等について : 公開買付人は、JASMINE INTL-FRN 株式に対する公開買付終了後に、公開買付けに申込していない残りの株式の強制買取の実施を予定しておりません。
8. その他 : ・通常の海外委託取引と同様の国内取次手数料がかかります。
・公開買付代金は、円貨決済となります。
・本公開買付に応じた株式については、本公開買付以外の売却は出来ません。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社